国会事項

衆議院

答弁書受領

十二月八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山内康一提出元国家公務員の独立行政法人等における役員ポストに関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出国家戦略としての環境政策の展開に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出サハリン州政府によるビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出検察庁による刑事事件に係る情報のリークに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也提出府省庁による営利企業への再就職のあっせん及び天下りの規模に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出農家への戸別所得補償制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出原子力政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一提出平成二十一年度補正予算の執行停止に伴う政府の対応に関する質問に対する答弁書

通知書受領

十二月八日内閣から衆議院議員大口善徳提出行政刷新会議に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出ある国会議員と外務省との過去の関係が我が国の国益に悪影響を及ぼしたと同省が認識している根拠等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員稲津久提出定住自立圏構想及び定住自立圏等民間投資促進交付金に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出国土交通省の発注による道路地下の空洞化調査に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出子ども手当に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出鳩山内閣を支える官僚の在り方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出農業共済事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出公立病院の経営安定化の方策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出地域のニーズを踏まえた「子ども・子育てビジョン（仮称）」策定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出環境省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出防衛省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出法務省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出総務省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出外務省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出厚生労働省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出文部科学省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出経済産業省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出農林水産省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出国土交通省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員高市早苗提出内閣府要求予算について、内閣府の長である内閣総理大臣が予算要求を行った必然性と今後の対応方針に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員城内実提出予算規模と国債発行額に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅尾慶一郎提出国家公務員共済年金の職域加算部分に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出大型クラゲ対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員大村秀章提出新型インフルエンザ対策に係る受験生への対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。